

鹿追町成年後見支援センターでは、このような事業に関わっています。

★ 相談・調整 ★

- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
- 成年後見制度等の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えます。
- 相談内容によって必要な関係機関と連携し、安心して生活できるようお手伝いします。

★ 普及・啓発 ★

- 住民の方々に対して、成年後見制度の理解を深めていただくために、講演会や出前講座を行います。
- 成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくためのパンフレットなどを作成し、地域に発信します。

★ 日常生活自立支援事業 ★

ご本人の判断能力が不十分であっても、成年後見制度を利用するほどでもない方に対して、鹿追町社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用支援を行い、個人の財産と権利を守ります。

< 支援内容 >

- ① 福祉サービスの利用援助・・・福祉サービスの利用に関する手続きなど
- ② 日常的金銭管理・・・公共料金の支払い手続き、預貯金の払い出しなど
- ③ 書類等の預かりサービス・・・預貯金の通帳や大切な書類などの保管

★ あんしんお預かりサービス事業 ★

ご本人またはご親族に代わって金銭管理を行い、安心して生活できるように支援します。

< 対象者 >

- ・病院、施設に一時的に入院や短期入所されている方
- ・在宅生活を過ごすにあたって、ご本人やご親族による適切な金銭管理ができない方
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用予定の方

【お問い合わせ】

〒081-0222 河東郡鹿追町東町4丁目2番地1 トリムセンター内
社会福祉法人 鹿追町社会福祉協議会 鹿追町成年後見支援センター

☎ 0156-69-7700

★ 手続き支援 ★

- 成年後見制度などの利用が必要な方や、そのご家族の方が制度を利用しやすくなるよう、必要な書類の説明、記載の方法など支援を行います。

★ 市民後見人の養成 ★

- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する市民後見人の養成を行います。

★ 法人後見の受任 ★

- 家庭裁判所の審判に基づき、鹿追町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を担当し、後見業務を行います。

ごあんない

鹿追町成年後見支援センター

困ったよ～。



認知症、知的障がい、精神障がいなどで、生活するのに不安があるの。

住み慣れた鹿追町で安心して過ごしたいけど、どうしたらいいの。。。。



成年後見支援センターが、成年後見制度・日常生活自立支援事業・

あんしんお預かりサービス事業の利用についてお手伝いいたします。

☎ 0156-69-7700

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日・祝日および年末年始は、お休みさせていただきます。)

社会福祉法人 鹿追町社会福祉協議会



成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下すると、人生に必要な様々な選択をすることが難しくなってきます。財産の取り引きなどの契約や各種手続きを行う際に、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、ご本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。

成年後見には2種類

法定後見

ご本人やご家族などが家庭裁判所に申立て手続きをし、「審判」という形で後見人等が選任されます。判断能力により後見・保佐・補助の3つの種類に分かれます。

任意後見

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産管理や自身の生活、療養看護に関する事務を代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証人役場で委託契約（任意後見契約）を結びます。

成年後見制度の考えかた

- ① いまある能力を最大限活用するとともに、できる限りご本人の意思を引き出し尊重します。（自己決定の尊重）
- ② 財産管理だけでなく、ご本人の立場に立った生活の組み立てを行います。（身上の保護の重視）
- ③ 判断能力の低下に関係なく、みんなが同じ地域で暮らせるようにします。（ノーマライゼーション）

「判断能力」ってなんですか？

ものごとを自分なりに考え、選び、決められること、決めたことを実現するために行動できること。自分らしく、安心・安全に暮らすために欠かせないのが「判断能力」です。

こんなとき、ご活用ください。

～利用までの流れ～

法定後見制度	後見類型	判断能力が常に欠けている ◎もの忘れがひどくなって家族の区別もつかなくなってきた。	後見人 ●日用品の購入などの行為以外はすべて取り消すことができます。 ●ご本人に代わってすべての契約を行います。
	保佐類型	判断能力が著しく不十分 ◎もの忘れが多くなってきた、重要な契約は自分一人ではできない。	保佐人 ●法律で定められた重要な行為をご本人が行った場合、取り消すことができます。 ●家庭裁判所が定めた範囲で、ご本人に代わって契約を行います。
	補助類型	判断能力が不十分 ◎ほとんどのことは自分でできるが、誰かの手助けがあると安心。	補助人 ●家庭裁判所が定めた範囲で、ご本人が行った行為を取り消すことができます。 ●家庭裁判所が定めた範囲で、ご本人に代わって契約を行います。
日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある ◎公共料金等の支払いや、日常生活に不安がある。	専門員・生活支援員 ●ご本人と社会福祉協議会が契約し、日常的な金銭管理などのお手伝いをします。	
任意後見制度	判断能力が十分にある ◎これからのことが不安、将来の支援者を決めておきたい。	任意後見人 ※任意後見監督人がチェックします。 ●あらかじめ結んでおいた契約に基づく法律行為を行います。	

